

国際企業法務協会規約

(2011年2月改正)

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、国際企業法務協会と称し、その英文を International Corporate Counsels Association (略称 I N C A) と表示する。

第2条 (目 的)

本会は、国際的な企業法務に関する諸問題を中心に調査・研究・情報交換を行い、もって企業法務の健全な発展を目指し、あわせて会員相互の親睦・知識の増進を図ることを目的とする。

第3条 (本 部)

本会の本部は、東京都内に置く。

第2章 会 員

第4条 (会 員)

本会の会員は、国際企業法務に関心のある企業・団体または個人であって、第5条に定める所定の入会手続きを経たるものとする。

第5条 (入退会)

- 1) 本会に入会を希望する者は、本会所定の入会申込書を会長に提出し、第14条による理事会の承認をうけなければならない。
- 2) 会員は、理事会に対する申し出により退会することができる。

第6条 (会員資格の喪失)

会員は、次の事由により、その資格を失う。

1. 退会したとき
2. 当該企業・団体が解散したとき
3. 会員としての義務に違反し、または本会の名誉を傷つけたとして、理事会の決議により除名されたとき

第7条 (会 友)

理事会において本会のために貢献したと認められたものは、退会後も、本会の会友として、本会の活動に参加することができる。

第3章 役 員

第8条 (会長・副会長等)

- 1) 本会に会長1名及び副会長若干名並びに幹事長1名を置く。
会長及び副会長並びに幹事長は、理事会において理事の互選により選出する。
- 2) 会長は、総会および理事会を招集し、その議長となるほか、本会を代表し、かつ本会の業務を総括する。